

千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱

平成 28 年 5 月 2 日全部改正
(健支第 171 号)

平成 29 年 3 月 23 日一部改正
(健支第 1200 号)

令和 6 年 3 月 22 日一部改正
(健支第 1421 号)

第 1 趣旨

高齢者等が寝たきりの状態になることを予防するためには、予防から急性期・回復期・生活期のそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが切れ目なく提供されることが必要である。

さらに、リハビリテーションには、「心身機能」のみならず「活動」や「参加」への寄与も期待されており、障害者や高齢者等が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送るためには、本人、家族、地域住民及び関係職種等が、リハビリテーションの視点をもつことが重要である。

本事業は、障害者や高齢者、さらには生活を共にする家族等を含め地域に暮らす全ての人々が、いつまでも生き生きとした生活を送ることができる社会を目指し、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉をはじめ、様々な関係機関をつなぎ、課題解決のための適切な支援が切れ目なく提供されるよう、関係機関等の支援体制の整備を図るものである。

第 2 事業内容

1 千葉県地域リハビリテーション協議会の開催

地域リハビリテーション関係機関（地域の実情に合った効果的なリハビリテーションを提供するための多種多様な組織をいう。以下同じ。）の代表者等を構成員とする「千葉県地域リハビリテーション協議会」を開催し、本県における地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項について協議する。

2 千葉県リハビリテーション支援センターの指定

地域リハビリテーションの中核機関として、千葉県リハビリテーション支援センター（以下「県支援センター」という。）を県内に 1 箇所指定する。

（1）機能・役割

県支援センターの機能・役割は次のとおりとする。

ア 第 2 の 3 に規定する地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）への助言、技術的支援等による事業協力

イ 広域支援センター相互の連携及び情報共有の促進

ウ 地域リハビリテーションに関わる先駆的事例の調査

エ 地域リハビリテーション関係機関の情報共有の促進

オ 地域リハビリテーション関係機関従事者の人材育成

カ 地域リハビリテーション関係機関や住民等を対象とした普及・啓発

キ 災害時に備えた地域リハビリテーション支援体制の整備

(2) 責務

県支援センターは、(1)の機能・役割の遂行を通じ、県、広域支援センター及び県内外の地域リハビリテーション関係機関との連携を密にし、市町村との連携や地域課題の解決に向けた積極的関与と信頼関係を築くとともに、関係職員の資質の向上に努めなければならない。

3 地域リハビリテーション広域支援センターの指定

二次保健医療圏ごとに1箇所、圏域の地域リハビリテーションの中核となる広域支援センターを指定する。

広域支援センターの機能・役割は次のとおりとし、各広域支援センターは、圏域の実情に応じ、これらを遂行するものとする。

(1) 全ての広域支援センターが担う機能・役割

ア 市町村及び職能団体をはじめとする地域リハビリテーション関係機関からなる「連絡協議会」の開催を通じた地域リハビリテーション関係機関相互の連携支援体制の構築

イ 主にちば地域リハ・パートナーをはじめ、関係機関と連携した地域包括ケアの推進に向けた市町村への事業協力

ウ リハビリテーション専門職の在籍していない地域リハビリテーション関係機関に対する相談支援

エ 研修会等の実施を通じた地域リハビリテーション関係機関従事者の協働促進

(2) 圏域の実情に応じて取り組むべき機能・役割

ア 地域診断と圏域課題の分析に基づく先駆的取組の実施

イ 住民に対する健康増進・介護予防等の取組支援

ウ 資源が少ない領域の支援体制の構築

エ 災害時の地域リハビリテーション活動等その他地域リハビリテーションの推進に必要な取組

4 その他の事業

1～3に掲げるほか、県は、地域リハビリテーション支援体制の整備推進のために必要な事業を適宜実施するものとする。

第3 その他

本事業の推進に関し必要な事項は、別途定める。

(附則)

1 この要綱は、平成28年5月2日から施行する。ただし、改正後の県支援センター及び広域支援センターの機能・役割については、平成29年4月1日から適用する。

2 「千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱（平成14年11月1日施行）」は、廃止する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。